

【関係漁業協同組合】揖斐川上流漁業協同組合

変 更 後	変 更 前	変更理由	施行予定 年月日												
第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、<u> </u>口頭<u> </u> <u> </u>又はオンラインシステムによりしなければならない。 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、<u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>第1 <u>2</u>条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 遊漁者は、直ちに、第<u>8</u>条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限) 第3条 <u>遊漁による漁具・漁法は、手釣（おき針、ながし針）、竿釣（えさ釣、ルアー釣、友釣）、たも網に限るものとし、</u>次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。 <table><tr><th>漁具・漁法</th><th>規模</th></tr><tr><td>友釣り</td><td>のべ竿及びリール付き竿共に、鮎ルアーの使用可能 ただし、オトリ鮎を用いた友釣りはのべ竿に限る</td></tr><tr><td><u>たも網</u></td><td><u>たも網の口径は40cm以下</u></td></tr></table>	漁具・漁法	規模	友釣り	のべ竿及びリール付き竿共に、鮎ルアーの使用可能 ただし、オトリ鮎を用いた友釣りはのべ竿に限る	<u>たも網</u>	<u>たも網の口径は40cm以下</u>	第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、<u>手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出</u>又はオンラインシステムによりしなければならない。 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、<u>手釣（おき針、ながし針）、竿釣（えさ釣、ルアー釣、友釣）による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、</u>第1項の承認をするものとする。 4 遊漁者は、直ちに、第<u>7</u>条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限) 第3条 <u> </u>次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。 <table><tr><th>漁具・漁法</th><th>規模</th></tr><tr><td>友釣り</td><td>のべ竿及びリール付き竿共に、鮎ルアーの使用可能 ただし、オトリ鮎を用いた友釣りはのべ竿に限る</td></tr><tr><td><u> </u></td><td><u> </u></td></tr></table>	漁具・漁法	規模	友釣り	のべ竿及びリール付き竿共に、鮎ルアーの使用可能 ただし、オトリ鮎を用いた友釣りはのべ竿に限る	<u> </u>	<u> </u>	第3条で漁具・漁法を規定しており、その他の場合が存在しないため文書を簡略化 条ズレ修正 漁具・漁法を明確にするため 漁業調整規則の一部改正に伴い、 たも網を漁具・漁法に	認可の日
漁具・漁法	規模														
友釣り	のべ竿及びリール付き竿共に、鮎ルアーの使用可能 ただし、オトリ鮎を用いた友釣りはのべ竿に限る														
<u>たも網</u>	<u>たも網の口径は40cm以下</u>														
漁具・漁法	規模														
友釣り	のべ竿及びリール付き竿共に、鮎ルアーの使用可能 ただし、オトリ鮎を用いた友釣りはのべ竿に限る														
<u> </u>	<u> </u>														

第4条から第7条 略 (遊漁料の額及び納付方法) 第8条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、<u> </u>遊漁者が未就学の幼児、小学生のときは無料、中学校生徒又は肢体不自由者のときは同表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。 <table border="1"><thead><tr><th>魚種</th><th>漁具・漁法</th><th>遊漁料</th></tr></thead><tbody><tr><td>あゆ、雑魚共通</td><td>手釣・竿釣 <u>たも網</u></td><td>1日2,000円、 1年9,000円</td></tr><tr><td>あまご、いわな、うぐい、こい、うなぎ、おいかわ (以下「雑魚」という。)</td><td>手釣・竿釣 <u>たも網</u></td><td>1日1,000円、 1年4,000円</td></tr></tbody></table> 2 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所（オンラインシステムを含む）に納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 第9条から第11条 略 (違反者に対する措置) 第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。	魚種	漁具・漁法	遊漁料	あゆ、雑魚共通	手釣・竿釣 <u>たも網</u>	1日2,000円、 1年9,000円	あまご、いわな、うぐい、こい、うなぎ、おいかわ (以下「雑魚」という。)	手釣・竿釣 <u>たも網</u>	1日1,000円、 1年4,000円	第4条から第7条 略 (遊漁料の額及び納付方法) 第8条 遊漁料の額は、次の<u> </u>とおりにする。ただし、<u>第1号の場合に</u><u>おいて</u>、遊漁者が未就学の幼児、小学生のときは無料、中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。 <u>一 手釣、竿釣による遊漁の場合</u> <table border="1"><thead><tr><th>魚種</th><th>漁具・漁法</th><th>遊漁料</th></tr></thead><tbody><tr><td>あゆ、雑魚共通</td><td>手釣・竿釣 <u> </u></td><td>1日2,000円、 1年9,000円</td></tr><tr><td>あまご、いわな、うぐい、こい、うなぎ、おいかわ (以下「雑魚」という。)</td><td>手釣・竿釣 <u> </u></td><td>1日1,000円、 1年4,000円</td></tr></tbody></table> 2 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所（オンラインシステムを含む）に納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 第9条から第11条 略 (違反者に対する措置) 第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。	魚種	漁具・漁法	遊漁料	あゆ、雑魚共通	手釣・竿釣 <u> </u>	1日2,000円、 1年9,000円	あまご、いわな、うぐい、こい、うなぎ、おいかわ (以下「雑魚」という。)	手釣・竿釣 <u> </u>	1日1,000円、 1年4,000円	規定 文言修正 文言修正 漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網の遊漁料を規定
魚種	漁具・漁法	遊漁料																		
あゆ、雑魚共通	手釣・竿釣 <u>たも網</u>	1日2,000円、 1年9,000円																		
あまご、いわな、うぐい、こい、うなぎ、おいかわ (以下「雑魚」という。)	手釣・竿釣 <u>たも網</u>	1日1,000円、 1年4,000円																		
魚種	漁具・漁法	遊漁料																		
あゆ、雑魚共通	手釣・竿釣 <u> </u>	1日2,000円、 1年9,000円																		
あまご、いわな、うぐい、こい、うなぎ、おいかわ (以下「雑魚」という。)	手釣・竿釣 <u> </u>	1日1,000円、 1年4,000円																		